

## 公 告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、南国市が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の一般競争入札（指名競争入札を含む。以下同じ。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日

南国市長 平山 耕三

### 第 1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等

競争入札に参加できる者は、審査基準日（令和 5 年 10 月 1 日）における事項において、資格審査を受け、南国市競争入札参加資格有資格者名簿に登録された者とする。ただし、次に掲げる事項に該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の各号のいずれかに該当する者
- 2 営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- 3 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則（平成 25 年南国市規則第 2 号）第 3 条各号のいずれかに該当する者
- 4 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- 5 直前 1 年間に手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者
- 6 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者。ただし、申請書を提出するまでに完納した場合は、この限りでない。
- 7 南国市内に本店を有する事業者（以下、「市内業者」という。）について、代表者個人が審査基準日の前日までに納期限の到来した南国市の公租、公課ならびに使用料を滞納している者。ただし、申請書を提出するまでに完納した場合は、この限りでない。
- 8 高知県内に本店を有する事業者について、申請日までに企業規模に応じたコンプライアンス基本方針を策定していない者

### 第 2 申請書の提出時期及び方法

#### 1 申請書提出期間

令和 5 年 12 月 1 日（金） ～ 令和 5 年 12 月 28 日（木） 午後 10 時

#### 2 提出書類

高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱第 3 条第 3 項及び第 5 項による。

ただし、市内業者は追加書類として次のものを提出すること。

- (1) 審査基準日（令和 5 年 10 月 1 日）の前日までに納期限の到来した南国市税に関する

る代表者個人の市税納税証明書（写し可）または様式1 1部

法人事業者のみ。代表者が南国市外に住民登録し、市税について課税がない場合は、様式1により南国市税務課において証明を受けてください。

(2) 収納状況調査についての承諾書 1部（様式2）

### 3 有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）

### 4 申請書の提出先及び提出方法

高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱第2条の2及び第3条第3項により、高知県入札参加資格共同電子申請システム

（<https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/>）を使用して申請を行うこと。

ただし、市内業者の追加書類は、別途持参または郵送により、令和6年2月29日までに南国市役所4階財政課へ提出すること。

〒783-8501 高知県南国市大塚甲 2301 番地

南国市役所 財政課管財係（当日消印有効）

電話番号 088-880-6552

（持参の場合は、期間中の土・日・祝日及び12月29日から1月3日までを除く午前8時30分から午後5時15分まで。ただし午後0時から午後1時までを除く。）

## 第3 資格の取消し

市長は、有資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 第1の1～8に掲げる事項のいずれかに該当することとなった者
- 2 提出書類中の重要な事項について故意に記載せず、または虚偽の記載をした者

## 第4 申請書の変更届

申請書を提出した後、申請内容に変更が生じた場合は、変更届を直ちに市長に提出しなければならない。ただし、年度途中での入札参加資格申請業種の追加はできない。

## 第5 組織変更等に伴う再審査

合併、営業の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協同組合を設立した場合等は、随時資格の再認定を受けることができるものとする。この場合においては、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

## 第6 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。この場合においては、有資格者の申請により、資格の再審査を行うものとする。

- 1 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による会社更生手続開始の申立てを行った者。
- 2 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者。
- 3 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による民事再生手続開始の申立てを行った者。

## 第7 その他

南国市上下水道局が発注する水道事業の一般競争入札においても南国市競争入札参加資格有資格者名簿を準用するため、上下水道局へ別途提出は不要です。